

仕様書（案）

1 業務名

「チーム愛媛」高度デジタル人材シェアリング業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

本県では、県と市町が一体となったDXを着実に推進していくため、愛媛県デジタル総合戦略（以下「総合戦略」という。）において、「チーム愛媛」のDX推進を掲げるとともに、知事及び20市町長が愛媛県・市町DX協働宣言（以下「協働宣言」という。）に署名、さらには、県と20市町で構成する愛媛県・市町DX推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、協働宣言に掲げた取組事項の具現化に取り組んでいる。

このような中、自治体DXの推進には、デジタルの各分野に通じた高い専門性を有する外部人材等を確保し活用することが必要となるが、これらの人材は全国的にも限られており、県内全ての市町に配置することは困難であることから、自治体ニーズや自治体の抱える課題に対し、専門的な知見やネットワークによるサポート、広域的な連携に向けた助言・提案を行う体制を県と市町の協働で構築することにより、各自治体の人的・財政的負担を抑えながら、質の高いDXを全県的に実現することを目的とする。

【参考】

総合戦略 <https://www.pref.ehime.jp/h12110/documents/dxsenryaku-2023.pdf>
協働宣言 https://www.pref.ehime.jp/h12110/dx_kyoudousengen.html
推進会議 <https://www.pref.ehime.jp/h12110/21dxsuishinkaigi.html>
公式note <https://ehime-pref.note.jp/>

4 業務概要

受託者は、高度デジタル人材等を確保・配置するとともに、県及び市町ニーズに応じて必要な支援を受けられる体制を速やかに構築し、年度当初より運用を開始するよう努めるとともに、全県又は複数自治体で取り組んでいくべきテーマ・課題に対し積極的な提案を行い、県・市町協働の取組みを支援すること。

さらに、中長期的な将来も見据え、「チーム愛媛」として戦略的にDXに取り組んでいく必要があることから、市町毎の特性を踏まえつつ全体的な見地に立ち、必要な提案・助言や方針の提示、関係者の調整など、総合的なプロデュースを行うこと。

5 業務内容

（1）個別市町におけるDX推進支援

県内各市町が主体的に行う多様なDXの取組みに対し、「実装」と「自走」を見据えつつ、ニーズや課題に対する支援を行うこと。

（ア）次の要件を満たす専門人材を3人以上配置すること。なお、専門人材の役割及び専門分野に多様性を持たせ、支援ニーズに的確に対応できる支援体制を構築すること。

（i）自治体DXに係る分野において専門的で高度な知見を有する者

（ii）自治体に対する助言・指導等の業務を行った実績者若しくは自治体内でDXを推

進んだ経験を有する者

(iii) 自治体業務システムに関して、調達及び運用に係るコストを最適化できる知見を有する者

(iv) 全国的な自治体DXの動向に加え、愛媛県の地域特性や行政を取り巻く実情に知見を有している者

(イ) 支援対象分野は、自治体DXに係る分野とし、以下の市町のニーズを参考に柔軟に対応すること。ただし、業務開始後に市町へのヒアリング等により、改めて支援内容に関する計画を作成すること。

自治体名	支援ニーズ
松山市	BPR・業務効率化、AI活用、データ利活用・EBPM
今治市	AI活用、人材育成、次期デジタル戦略策定
宇和島市	AI活用、データ利活用・EBPM、人材育成
八幡浜市	AI活用、自治体情報システム、人材育成
新居浜市	AI活用、自治体情報システム、窓口改革
西条市	BPR・業務効率化、人材育成、窓口改革
大洲市	データ利活用・EBPM、AI活用、サービスデザイン
伊予市	自治体情報システム（ネットワーク構成見直し等）、AI活用、人材育成
四国中央市	人材育成、BPR・業務効率化、自治体戦略
西予市	BPR・業務効率化（人事部門と連携した働き方改革）、AI活用

自治体名	支援ニーズ
東温市	データ利活用・EBPM、AI活用、人材育成
上島町	人材育成（DX機運醸成）
久万高原町	BPR・業務効率化、人材育成、窓口改革
松前町	BPR・業務効率化、自治体情報システム、人材育成
砥部町	BPR・業務効率化、AI活用、窓口改革
内子町	BPR・業務効率化、AI活用、DX推進計画策定
伊方町	AI活用、窓口改革、自治体情報システム
松野町	AI活用、BPR・業務効率化、住民生活のDXに関すること
鬼北町	BPR・業務効率化、AI活用、人材育成
愛南町	AI活用、人材育成、自治体戦略

(ウ) 次の方法等により支援を行うこと。

(i) DXに係る相談対応、有用な情報や事例の共有

(ii) DX推進に係る市町の課題の明確化

(iii) 課題に対する具体的解決策の提示

(iv) 課題解決に取り組む市町への助言・サポート

(v) 専門的な知見に基づく職員向け研修の実施

(vi) 課題解決に貢献しうる人材や企業等の紹介

(vii) システム等ベンダーとの協議への同席

(エ) 上記のほか、必要に応じ、市町における全庁的なDXの戦略や方向性、ロードマップの策定等に係る幹部職員等との意見交換や一般職員への機運醸成等に対して支援を行うこと。

(オ) 専門人材は、デジタルツールを活用したオンラインでの支援を中心とするとともに、必要に応じ直接の訪問を行うこと。なお、支援回数は市町毎に年間10回以上を原則とし、実施方法については市町のニーズに柔軟に対応すること。

また、上記以外に推進会議のオンラインコミュニティプラットフォーム上での日常的な相談・助言に対応すること。

(2) 広域連携によるDX推進支援

自治体や部門の枠を越えて職員同士がシームレスにコミュニケーションを取りながら、情報交換や意識共有を行うとともに共通課題の解決に共に取り組む枠組みを維持・発展させるため、必要な支援を行うこと。

(ア) オンライン上に構築された推進会議のコミュニティプラットフォームの活性化や円滑な相談対応をサポートするとともに、共通課題解決に向けて関係する県・市町職員が参加し、勉強会・情報共有を行う各種広域コミュニティの立ち上げや活動を支援するため、次の要件を満たす人材を配置すること。

(i) 自治体のDXに関する広範な知見と豊富な経験を有する者

(ii) コミュニケーション能力を有し、本業務の目標や解決すべき課題について、関係者間を調整し、推進会議と円滑に合意を形成できる者

(イ) 推進会議において年2回程度実施している、県及び市町職員のコミュニケーションを促進し、事例共有や意見交換、ワークショップ等を実施する集合型の合同研修に対して、専門人材等の参画や支援を行うこと。

(ウ) 推進会議における県・市町連携施策の推進に当たり、共通課題の解決に向け積極的な提案を行うこと。特に、本業務の遂行に合わせて実施することで、相乗効果が見込める提案がある場合は、積極的に自由提案を行うこと。

(3) 全体調整及び戦略的DX推進支援

当該事業を総合的にマネジメントし、効率的かつ最大限の効果を発揮できるよう、多様な人材の活用、連携、調整等を円滑に行うとともに、将来的な方向性を見定めた戦略的なDXの推進のため、積極的な支援を行うこと。

(ア) 推進会議の全体方針や事業計画、実施体制等に対する総合的な提案・助言や個別市町の実情に応じたDX推進方策に係る提案・助言のほか、意識啓発等の必要に応じた支援を行うため、次の要件を満たす人材を配置すること。

(i) 自治体のDXに関する広範かつ高度な知見と豊富な経験を有し、自治体に対する助言・指導等の業務を行った実績を有する者

(ii) 国（政府）の施策を熟知し、かつ愛媛県内市町の実情にも精通している者

(iii) 官民の多様なデジタル人材や企業との豊富なコネクションを有する者

(イ) 当該事業を円滑かつ効果的に実施するため、推進会議事務局と連絡・相談・協議を密に行うとともに、支援の進捗状況等を定期的に報告し、関係者間で情報共有すること。なお、重要事項の決定については、推進会議事務局長の判断を仰ぐこと。

(ウ) 次年度以降の推進会議の効果的な取組みや体制強化に向け、当該年度の業務成果を踏まえて提言・提案を行うこと。

(4) その他

当該事業を円滑に推進するため、必要に応じて次の要件を満たす事務スタッフを配置すること。

(i) 基本的な文書作成能力及びITスキルを有し、各市町における協議事項及び日程等の調整管理、簡易な相談事項へ対応出来る者

6 業務報告

- (1) 契約締結後速やかに、実施内容等の詳細を明らかにした「業務活動計画書」を作成し推進会議の承認を得ること。
- (2) 令和8年10月上旬を目安に、年度前半の業務成果や改善策の素案を含めた中間報告書を作成し、推進会議に提出するとともに、推進会議の求めに応じて幹事会等において説明すること。
- (3) 業務完了後速やかに、実施結果及び成果等を取りまとめた「業務活動報告書」を作成し提出すること。また、推進会議の求めに応じて幹事会等において説明すること。

7 成果品

(1) 提出物

No	納品物	内容
1	業務活動計画書	業務の目的、体制、連絡先、実施内容、実施計画の工程スケジュール等からなるもの（※業務計画書添付資料）
2	業務活動報告書	中間報告及び最終報告段階における、専門人材が実施した市町サポートの活動記録等全般を取りまとめたもの
3	会議等議事録	本業務に係る打合せの議事記録及び資料（事務スタッフによる活動記録を含む。）

- ・成果品のうち、テキストベースで作成する資料については、Microsoft Word、Excel、PowerPoint 形式とし、電子媒体で提出すること。
- ・全てウイルスチェック対策ソフト等により検査した上で、納品すること。納品物がウイルスに感染していることにより、推進会議又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及び賠償等の一切について対応すること。

(2) 提出場所

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ
（愛媛県・市町DX推進会議事務局）

メール：smartgouseisuishin@pref.ehime.lg.jp

8 留意事項

(1) 著作権

本業務における著作権の取扱いについては、本業務委託契約書に定める規定によるほか、以下のとおりとする。

①作成された成果物等の取扱い

受託者は、作成された成果物等が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、成果物等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は検査完了をもって全て推進会議に移転するものとする。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

②著作者人格権の行使

受託者は、成果物等に係る著作者人格権を行使するときにおいても、推進会議及び推進会議の指定する者に対して、これを行使しないものとする。

③受託者が既に著作権を保有している成果物等の取扱い

成果物等の中に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該

著作物の著作権は、なお、受託者に帰属するものとする。

(2) 機密保持

本業務における機密保持については、本業務委託契約書に定める規定によるほか、以下のとおりとする。

①秘密の保持のための措置

受託者は、次に掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を開示する必要がある場合は、事前に推進会議と協議し、承認を得ること。契約終了後も同様とする。

- ・契約期間中に推進会議（構成員（県及び市町）の情報を含む）が提示した一切の情報（提示された時点において、既に公知の情報等を除く。）
- ・履行過程で知り得た一切の情報
- ・納入成果物等に関する一切の情報

②資料の管理

受託者は、本業務の遂行の過程において推進会議から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

- ・複製しないこと。
- ・用務上必要が無くなり次第、速やかに推進会議に返却すること。ただし、推進会議が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(3) 再委託

- ・契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、推進会議の承諾を得た場合はこの限りではない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し、承認を得ること。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- ・受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。再委託範囲に機密情報及び個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で情報管理に当たって適切な体制を確保すること。

(4) その他

- ・本業務に係るコンサルティング・調査・報告・交通費等の一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。
- ・本業務の性質上、推進会議は可能な限り、オンライン等で受託者が円滑に業務執行を行うことができる環境の構築に努めるものとする。ただし、受託者が使用するオンライン会議の実施に必要な設備及び機器（パソコン、カメラ、マイク等）は、受託者の費用と責任において用意するものとする。
- ・契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- ・推進会議は、受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、調査の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、推進会議と受託者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。